

西宮市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して保育士となる資格を取得し、補助対象施設に保育士として就職した者が当該奨学金を返済するために要した費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、保育士の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第126条第2項に規定する専門学校へ就学する時又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として自己の名義で借り受けた資金であつて、別表に定めるものに該当するものをいう。
- (2) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者をいう。
- (3) 補助対象施設 市内に所在する児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条第10項に規定する小規模保育事業（小規模保育事業C型は除く）又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置した施設を除く。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する場合を含む。）の保育士（保育に従事する者に限る。）として、平成30年4月1日以後に補助対象施設に新たに雇用（期間の定めのない者に限る）された者であること（当該雇用前1年以内に当該補助対象施設に雇用されていた場合及び当該補助対象施設を運営する法人が設置する他の補助対象施設に異動等をした場合を除く。）。
- (2) 前号の規定による雇用の日の属する年度の初日から起算して6年を経過していないこと。

- (3) 第7条第1項の規定による補助金の交付決定（第9条の規定により取り消された交付決定を含む。）を受けたこと（交付決定を受けていた者が、引き続き当該交付決定に係る同一法人の補助対象施設に雇用されている場合を除く。）がないこと。
- (4) この要綱により交付を受ける補助金のほか、他に類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 自ら奨学金を返済していること。
- (6) 当該年度の3月1日において、保育士として雇用されていること。
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が奨学金の返済のために支出した額とする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 3 前項の補助金の額は、1年度あたり10万円を限度とする。

（報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請しようとする年度の7月末日（7月1日以降に雇用された者は、当該年度に限り、雇用された月の翌月末日）までに、次に掲げる内容を書面を用いて市長に報告しなければならない。

- (1) 申請者の氏名・住所
 - (2) 申請しようとする年度における毎月の奨学金返済金額
 - (3) その他市長が別に定める内容
- 2 前項の報告を行うときは、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類
 - (2) 保育士証の写し
 - (3) 雇用証明書（様式第4号）
- 3 申請者は、前2項で報告した内容を変更しようとするときは、その内容を書面を用いて市長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、書面以外で報告することができる。
- (1) 変更する内容が軽微なものであるとき
 - (2) その他市長が認めるとき
- 4 第1項の報告は、年度ごとに行わなければならない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、当該年度の3月末日までに、西宮市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に、申請者本人が奨学金の返済を行ったことがわかるものの写し及び雇用証明書(様式第4号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、年度ごとに行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をした場合は、西宮市保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書又は西宮市保育士奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という)は、翌年度4月末日(当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。)までに、西宮市保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書 兼 口座振替依頼書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を奨学金の返済以外の用途に使用したとき。
- (2) 第3条各号の要件に該当していなかったとき。
- (3) 補助金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (4) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 交付対象者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、西宮市補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)の例による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日より前に生じた補助対象経費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
教育委員会奨学金及び藤田奨学金
国、地方公共団体等の出資又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸し付けされているもので、市長が奨学金に準ずると認めたもの